平成25年1月12日から11月10日まで、 第28回国民文化祭・やまなし2013」が、

県下全27市町村を舞台に繰り広げられます。 さまざまなジャンルの文化・芸術イベントが 全国で初めて通年で開催されます。

国民文化祭とは

る個人や団体が集まり、日頃の成果を披露し 国各地からさまざまな文化活動に親しんでい 交流する日本最大級の文化イベントです。 文化の国体とも言われる国民文化祭は、全

県持ち回りで開催されています。来年はいよ いよ山梨県の番です。 昭和61年の東京都を皮切りに毎年各都道府

等を含む参加者総数は、開催県の人口に匹敵 体約2千。観客及び出演者、応募者、スタッフ する規模の一大イベントです 過去の開催状況は、出演者約3万人、出演団

山梨県の国民文化祭の特徴

例でしたが、本県では、全国で初めて11ヶ月に わたりほぼ通年で開催されます。より多くの の日を中心に1~2週間程度開催するのが通 これまでの国民文化祭は、11月3日の文化

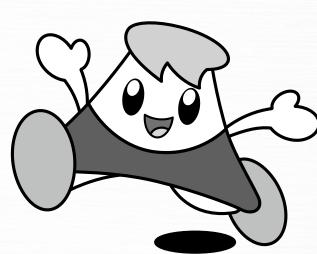
> 魅力を満喫していただくためです。 触れ、体験し、味わっていただくなど、山梨の 方々に山梨の文化や四季折々の豊かな自然に

るキャッチフレーズに沿ったイベントを展開 ジに分け、ステージごとに設けた季節感のあ していきます。 会期を冬・春・夏・秋の四つの季節のステー

県主催事業

を得る中で、1月の開幕をプロローグに秋の 塚歌劇団を総合プロデューサーに迎えて協力 象徴するイベントを集中的に開催します。宝 のオープニングウィークを設け、その季節を 物語となるように展開していきます。 クライマックスまで四つのステージを一つの 各季節のステージでは、冒頭に1週間程度

総合フェスティバルを華やかに開催し、国民 文化祭のフィナーレを飾ります。 特に秋のステージでは、皇室をお迎えして



マスコットキャラクタ

返し行っていきます。 を通じて、誰もが参加できるイベントを繰り 文化に触れる食のカレンダーなど、開催期間 また、各地を歩いて楽しむフットパスや食

市町村主催事業

どに関連した山梨独自の文化を発信する独自 実施されてきた継続事業と、歴史、祭り、食な 町村の規模などを基に決定した78の文化イベ 事業が繰り広げられます。 本舞踊など、これまでの国民文化祭でいつも ントを開催します。短歌や俳句、絵画、合唱、日 それぞれの市町村が、文化的背景や施設、市

を進めています。 業内容や運営方法などについて精力的に検討 業ごとに企画委員会を立ち上げ、具体的な事 今、各市町村では、実行委員会を設置し、事

カルチャくん





り組む体制が重要ではないでしょうか。 必要です。各市町村でもまちを挙げて取 んなで作っていきましょう。 たい!」と思えるような国民文化祭をみ ればと考えています。 ただく。そんな温かいおもてなしができ 次回9月号においては、各市町村の具体的 参加した方々が、「また山梨に来てみ そのためには、地域を挙げての協力が

感じていただき、感動を持って帰ってい まちの魅力、自然や文化のすばらしさを 会です。参加したすべての皆さんに、その 歴史、伝統行事や特産品など、各市町村の

者や観覧者が集まります。地元の自然や

国民文化祭には、全国から大勢の参加

あらゆる魅力を全国に発信する絶好の機

な取り組み状況などを紹介していきます。

	全体イメージ							
		「ふるさとの祈り、 息づく。」 1月~3月	下いのち、 萌えたつ。」 4月~6月	「山河、 きらめく。」 7月~9月	「実りの感謝、 次代へ。」			
ウィーク(県)		「1月12日~ 20日」 開幕式総合舞台幕絵・道祖神祭り展やまなし発見フォーラムなど	「4月6日~14日」 ■ オープニングイベント 大フットパス祭り ■ 春の花フェスティバル ■ やまなし発見フォーラム など	「6月30日~7月7日」 ■ オープニングイベント サマーカーニバル ■ 東京からの富士山登山 ■ やまなし発見フォーラム など	「10月26日~ 11月10日」 グランドステージ ■ 総合フェスティバル (開会式) ■ 文化まるごとフェスティバル ■ やまなし発見フォーラム ■ 閉会式 など			
ステージ	市町村事業	■ 和太鼓の祭典 ■ 地歌舞伎の祭典 ■ 民俗芸能の祭典 など	■ 大茶会、大華道展 ■ 民謡民舞の祭典 ■ シニアコーラスの祭典 など	■ 洋舞フェスティバル ■ 吹奏楽の祭典 ■ 版画展 など	■ 邦楽の祭典 ■ オーケストラの祭典 ■ 文芸祭 など			
ジの事業や催し	祭りや催し	■ 氷のアート (富士北麓、増富) ■ 温泉文化 (石和、湯村、下部) ■ 祭り (節分祭、厄除け地蔵) など	■ 武田氏ゆかりのイベント ■ 花のフェスティバル (桃、桜、ハーブ) ■ 祭り (おみゆき祭、藤切り祭) など	■ 高原の音楽祭 ■ 各地の源流祭り ■ 祭り(吉田や南部の火祭り) など	■ 各地の収穫祭 ■ ワインや特産品の祭り ■ 祭り(万灯行列、山車祭) など			
	PO 問	NPOや民間団体による「提案事業」/企業や団体による「応援事業」、「協賛事業」						
	通							
	通期 事業	まちなかステージ(期間を選	動して演奏者やパフォーマーが、いた	1 1	発表)			

※イメージのため、実際の事業と異なる内容があります。



●国民文化祭市町村主催事業

市町村が主催する国民文化祭の各種イベントです。芸術文化的なイベントはもちろん、地域の自然や伝統行事などを活かした特色 あるイベントを1年を通して開催します。

実施主体	事業名		
	オーケストラの祭典	11月3日(日)・4日(月)	コラニー文化ホール
	洋舞フェスティバル	8月11日(日)	コラニー文化ホール
	演劇の祭典	6月8日(土)・9日(日) 8月3日(土)・4日(日) 11月10日(日)	甲府市総合市民会館
	民謡・民舞の祭典	6月30日(日)	コラニー文化ホール
甲府市	文芸祭「川柳」	10月27日(日)	甲府市総合市民会館
	大茶会	4月6日(土)・7日(日)	甲府市藤村記念館ほか
	大華道展	4月5日(金) ~ 10日(水) 10月24日(木) ~ 29日(火)	甲府市歴史公園(野外展) 岡島百貨店(室内展)
	「酒折連歌」祭	11月9日(土)	山梨学院大学、酒折宮
	文化満喫!暮らしと味わいフェスティバル	10月19日(土)・20日(日)	甲府駅北口周辺ほか
	マーチングバンド・バトントワーリングの祭典	10月27日(日)	富士北麓公園体育館
富士吉田市	富士山絵画展	10月19日(土) ~27日(日)	郡内地域産業振興センター
	食の祭典(富士のめぐみ)	10月19日(土)・20日(日)	リフレ富士吉田エリアほか
	都留市ふれあい全国俳句大会	5月25日(土)	都の杜うぐいすホール
	シニアコーラスの祭典	6月29日(土)	都の杜うぐいすホール
都 留 市	里地・里山・里水元気フォーラム	10月19日(土)・20日(日)	都留文科大学
	カントリー &ウェスタンコンサート	10月5日(土)	都の杜うぐいすホール
	甲斐絹展	9月22日(日) ~10月27日(日)	ミュージアム都留
	大茶会	11月2日(土)・3日(日)	根津記念館、笛吹川フルーツ公園
山梨市	文芸祭「短歌」	11月9日(土)・10日(日)	山梨市民会館
д ж п	万葉うたまつりとホタル観賞会	6月8日(土)・9日(日)	万力公園
	笛吹川源流まつり	8月17日(土)	道の駅みとみ
	人形芝居フェスティバル	10月27日(日)	大月市民会館
大 月 市	秀麗富嶽十二景写真フェスティバル	2月、6月、10月	大月市民会館ほか
	阿波踊りフェスティバル	6月23日(日)	大月市民会館
	日本舞踊の祭典	11月3日(日)	東京エレクトロン韮崎文化ホール
	邦楽の祭典	10月20日(日)	東京エレクトロン韮崎文化ホール
韮 崎 市	文芸祭「漢詩」	9月29日(日)	東京エレクトロン韮崎文化ホール
	小林一三・保阪嘉内の世界展	9月1日(日) ~11月10日(日)	韮崎市民交流センター
	サッカーフェスティバル・スポーツ文化シンポジウム	8月25日(日)	韮崎市民交流センター
	合唱の祭典	10月13日(日)	桃源文化会館
	南アルプスミニチュア版画展	7月13日(土) ~28日(日)	春仙美術館ほか
南アルプス市	パイプオルガンフェスティバル	6月8日(土)	桃源文化会館
	南アルプス山岳フェスティバル	8月3日(土) ~5日(月)	南アルプス山岳地帯、 桃源文化会館ほか
	大正琴の祭典	9月28日(土)・29日(日)	桃源文化会館
	金田一春彦ことばの学校	9月7日(土)	高根ふれあい交流ホール
北土村市	囲碁サミット2013in北杜	5月25日(土)・26日(日)	北杜市囲碁美術館ほか
AP IT III	ジュニアコーラスの祭典inほくと	8月5日(月)・6日(火)	高根ふれあい交流ホール
	北杜24景フットパス	1月~11月	市内各所



実施主体	事業名	—————————————————————————————————————	会 場
	小学生吹奏楽フェスティバル	11月3日(日)	双葉ふれあい文化館
	ダンススポーツフェスティバル	9月29日(日)	敷島体育館
甲斐市	創作ミュージカル	10月27日(日)	双葉ふれあい文化館
	朗読フェスティバル	8月11日(日) 9月8日(日) 9月22日(日)	敷島総合文化会館 竜王図書館 双葉ふれあい文化館
	現代詩の祭典	10月26日(土)・27日(日)	笛吹市スコレーセンターほか
	文芸祭俳句大会	11月2日(土)・3日(日)	笛吹市スコレーセンター
笛 吹 市	甲斐国千年の都の文化財巡り	10月12日(土)・13日(日)	甲斐国分寺跡、岡・銚子塚古墳ほか
ш у п	いさわ鵜飼	7月20日(土) ~8月18日(日) の水・木・土・日曜日	笛吹川鵜飼橋下流
	いにしえの華ーやまなしの縄文展	10月19日(土) ~ 12月1日(日)	釈迦堂遺跡博物館
	長寿食文化の祭典	11月9日(土)・10日(日)	上野原市文化ホールほか
上野原市	じょいそーらんフェスティバル	4月14日(日)・10月27日(日)	上野原市文化ホールほか
	民俗芸能の祭典	1月20日(日)	甲州市民文化会館
	甲州市道祖神まつり	1月12日(土)・14日(月)	各会場
甲 州 市	信玄公ゆかりの文化財めぐり	10月25日(金) ~ 27日(日)	甲州市内の神社仏閣ほか
	フットパス・朝市とワイナリーめぐり	2月~11月の第1日曜日	勝沼朝市会場ほか
	甲州ワインフェスタ	3月2日(土)	かつぬまぶどうの丘
-	美術展「写真」	11月5日(火) ~ 10日(日)	玉穂総合会館
中央市	ハンドクラフト展	11月5日(火) ~ 10日(日)	玉穂総合会館
市川三郷町	美術展「書」	10月12日(土) ~20日(日)	市川大門町民体育館
111 /11 — 7AA HJ	神明の花火フェスティバル	8月7日(水)	市川大門総合グラウンドほか
早 川 町	フォッサマグナの恵み体感ツアー	4月~6月の毎土・日曜日	新倉の糸魚川ー静岡構造線、硯匠庵
	美術展「工芸」	10月~11月	なかとみ現代工芸美術館
 身 延 町	小倉百人一首かるた競技全国大会インみのぶ	10月または11月	身延地区町民体育館
	国際切り絵コンクール・トリエンナーレ・イン・身延 ジャパン	9月~11月	富士川・切り絵の森美術館
南 部 町	地歌舞伎の祭典	1月19日(土)	南部町文化ホール
 富士川町	和太鼓の祭典	1月20日(日)	ますほ文化ホール
田 工 川 町	山車巡行祭り	1月19日(土)	旧国道52号路上
昭 和 町	子ども太鼓フェスティバル	8月4日(日)	昭和町地域交流センター
道志村	ふるさと生活文化フェスティバル	(調整中)	村内各地
西桂町	信仰の山 三ツ峠登山ツアー	10月19日(土) ~27日(日)	三ツ峠山
忍 野 村	絵手紙フェスティバル	7月~	小池邦夫絵手紙美術館
山中湖村	きららジュニアバンドフェスティバルin山中湖	7月21日(日)	山中湖交流プラザきらら
д -1- 1- 1- 1-1	山中湖俳句大会	8月19日(月)・20日(火)	文学の森公園ほか
鳴 沢 村	つつじフェスタ	5月4日(土)・5日(日)	フジエポックホール(道の駅なるさわ内)
	吹奏楽の祭典	9月28日(土)・29日(日)	河口湖ステラシアター
富士河口湖町	富士山河口湖音楽祭	8月	河口湖ステラシアター
H T / 1 H / P/1 H J	富士山の麓で第九演奏会	8月または10月	河口湖ステラシアター
	Mt.Fuji河口湖ジャズフェスティバル	9月15日(日)・16日(月)	河口湖ステラシアター
小 菅 村	郷土芸能フェスティバル	5月4日(土)	小菅村池の尻スポーツ広場
丹 波 山 村	ふれあい歌謡フェスタ	7月28日(日)	丹波山村交流促進センター

※事業の内容については、今後変更する場合があります。





地方債協議制度の見直しについて教えてください。

しについては、国の地方に対する義 A 1 見直しの概要 地方債協議制度の見直

則として協議が不要となり、事前届 した。これにより、一定の要件を満た 届出制度が導入されることになりま 受資金・市場公募資金)に係る事前 が改正され、民間資金債(銀行等引 るための改革の推進を図るための関 て、平成23年8月30日に公布された 金債を発行しようとする場合は、原 す財政状況が良好な団体が民間資 次|括法)において地方財政法の|部 係法律の整備に関する法律」(第2 務付け・枠付けの見直しの一環とし 地域の自主性及び自立性を高め

> の地方債から適用されることとなり 年2月1日に施行され、平成24年度 正する政令、及び地方債に関する省 分、地方財政法施行令等の一部を改 令等の一部を改正する省令が平成 24 |括法における地方財政法改正部

2 事前届出と対象地方債

おり、そのメリットには、地方債の発 健全性、地方債全体の信用維持を 減が挙げられます。 行の自由度の拡大や事務負担の軽 自立性を高める観点から行われて 前提としつつも、地方の自主性及び 今回の制度見直しは、地方財政の

ようとする場合、市町村等(市町村・ 部事務組合)と県・総務省との間 地方債の発行にあたり同意を得

出により発行が可能になります。

事前届出制度については、第2次

になります。 ともに、金利状況を含めた市場動向 の事務負担の軽減が見込まれると これにより、市町村等は、相当程度 に応じて機動的な資金調達が可能 することができるようになります。 が不要となり、直ちに地方債を発行 という手続きを経ていますが、民間 ④(総務省→県→市町村等) た市町村等は、県・総務省との協議 貸金債の発行に際し事前届出を行っ 同意等予定額の範囲内で起債協議

対象市町村等

要件を満たしていることが要件とな は、加入する全ての団体がこれらの とができます。一部事務組合について し、協議によらず事前届出とするこ す市町村は、民間資金債の発行に際 次の①から⑤までの要件を満た

①実質公債費比率が16%未満(平 成24年度にあっては14%未満

②実質赤字額が0

③連結実質赤字比率が0 ④将来負担比率が200%以下

⑤当該年度の地方債のうち、協議 政令で定める協議不要基準額を 届出・許可によるものの合計額が、

①(市町村等→県→総務省 ②(総務省→県→市町村等 起債予定額一覧表の提出

③(市町村等→県→総務省) 同意等予定額を通知

中に当該年度の地方債が協議不要

なお、補正予算等により、年度途

不要となります。)

います。(借入済みのものは協議は についても協議を行うこととされて は、その日以前に届出をした地方債 基準額を超えることとなった場合

4 地方財政計画・地方債 計画における取扱い

認められるものについては、従来の同 ち、協議を受けたならば同意すると 画に計上されることとなります。 るとともに、その予定額が地方債計 金が国の地方財政計画に算入され 意がある地方債と同様に元利償還 事前届出をした民間資金債のう

5 おわりに

う金融機関に対し周知徹底を図る 地方債金利が上昇することがないよ など、地方団体からの意見を踏まえ 務省では、地方団体への貸し渋りや た対応をしています。 事前届出制度への移行に向け、総

調達にあたっては、各種財政指標を ての理解を促していくことが求めら はじめ財務状況全般の積極的な開 示を行い、地方債の安全性等につい 市町村等におかれましても、資金

また、地方公営企業の場合は、資 超えないこと

なります。

金不足額が0であることも要件と

続き徹底した行政改革と財政健全化 して厳しい状況にありますので、 地 方財政を取り巻く環境は依然と 引き

行っていくことが求められます。 還の状況等に留意し、 進 するとともに、 地 、財政運 方債 の 営 元 を 利

1

補助災害復旧事業

主な事業の内容と注意事

項



ください。 市町村における災害復旧事業債について教えて

たらした自然災害に見舞われた一年 を含め 全国各地に甚大な被害をも をはじめ、台風など本県 昨 年は、 東日本大震災

には、緊急かつ莫大な費用が必要と の予測が困難であり、 とが重要です。 なりますので、 度について事 災害は、 、発生の 関連法令や災害復旧 前に理解しておくこ 地域や また災害復旧 時 期、 規

○災害復旧事業債の概要

象としている地方債で、 によって、被災した施設を原則とし ことを目的としています。 ることによって、 て、 その他異常な天然現象による災害 負担の軽減を図り、早 生する災害に対し、 災害復旧事業債は、降雨、 原形に復旧する事業について対 復 旧に要する財 財源措置を講じ -期に復 突発的に発 個ける 暴 風 政

業に区分されています。 ・度の地方債計画では、 次の事

1 莇 轄災害復 间 事 業

> 2 歳入欠かん等

- 3 小災害復旧事業
- 地方公営企業災害 復 事 業
- 5 火災復旧事業

認められない場合等)となることも

23 12 ことです。例えば、平成23年1月~ 災害を現年災害、それ以前に発生し 害となり、平成24年度に協議 た災害を過年災害として取り扱う 11日から12月31日までに発生した へなり、 年度に協議する場合は、現年災 月に発生した災害について、平成 特に注意する点は、他の事 、過年災害となります。 一会計年度ではなく、 毎年1 する場 業債と

な単 が起債可能となります は によって措置できない比較的小規模 収入の不足を補う場合などの 欠かん等債 方公共団体が補助災害復旧事業 また、地方税の減免等により財 独 定の要件を満たした団 災害復旧 「小災害復旧事業」について や激甚災害の発生した 事業の財源に充て 一体のみ 歳入

債

- ĺΗ

6

は、

仺

害復

た場 より、

4

般単独災害復旧事業

でした。

事業の対象にならない あります。 能性もありますの 留意してください。 、その理 般 単 ·独災害復旧 由によって 欠格の場

になりませんので、 の災害報告漏 もかかわらず、知事 意してください。 わゆる申請漏れ等)に また本来、申請すれ 事業採択されたに 合き、 间 採択されなかっ 事業 一般単 不債の れ等 対 独 注 象

ば、

で、 可

害復旧事業費を国

が法令等により定められた事業の 農林漁業施設などの施設に係る災 ない場合)又は欠格(被災の事 箇所の工事費用が採択基準に満た 定されます。 復旧工法や災害復旧事業費等が決 する災害査定において、事業の採択、 地方負担額が対象とされ、 また、災害査定の結 本事業は、公共土木施 が負担すること 果、 設、 、国が実施 失格 農 実が 地 $\widehat{1}$

【一般単独災害復旧事業の対象事業と対象外事業の例示】 対象外事業

①補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 (1箇所あたりの工事費用が採択基準額以下

- ②国庫補助制度があっても、補助災害復旧事 業の対象となっていない施設の災害復旧事
- ③国庫補助制度のない施設(庁舎、各種試験 場等の公用施設等)の災害復旧事業 ④災害応急復旧工事(本復旧に日時を要する 場合に緊急に施工しなければならない道路等

対象事業

- の仮設工事等) ⑤災害関連工事(災害復旧事業として採択され た箇所又はこれを含めた一連の施設の再度 災害を防止するものであって、かつ構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる
- 工事) ⑥維持上又は公益上特に必要と認められる河 川の埋塞に係るしゅんせつ工事
- ⑦維持上又は公益上特に必要と認められる天 然の河岸の決壊に係る災害復旧工事 ⑧災害復旧事業に伴って施設の移転建替えを やむを得ない理由により行う場合における旧 施設の解体撤去工事

- ①工事の費用に比して、そ の効果が著しく小さいと認められるもの(狭小な 農耕地を保護するため に多額な工事費を要す る場合等)
- ②維持工事と認められるも るのみの工事等)
- の(少量の捨石を補充す ③明らかに設計の不備又 は工事施工の粗漏に起
- もの ④甚だしく維持管理の業務 を怠ったことに起因して 生じたと認められるもの
- た災害に係るもの ⑥農地に係る災害復旧事
- 因して生じたと認められる

⑤災害復旧事業以外の事 事業の対 業の工事施工中に生じ 象

2 一般単独災害復旧事業

助事業の対象とならなかったもので、 本事業は、失格又は欠格により 補

でも、 事等が認められる場合もありま するために施工する応急的な仮 災害が発生した場合、災害査定 必要に応じて、 被害拡大を防

をいい、 則として、市町村が所有し、管理する とや、これに代わるべき必要な施設 を復旧するための施設を建設するこ 能又は困難な場合には、従前の効用 ものに限る。)を原形に復旧するもの 被災した公共施設及び公用 、原形に復旧することが不可 施設

の対象とならない場合もありますの 注意してください また、事業内容等によっては、 事 を建設する場合も対象となります

(ただし、農地は対象外。)

業と対象外事業を例示すると、次の とおりです。 般単独災害復旧 事

25 ゃまなし 白 治の面

した場合には、県の関係部局と早 すので、公共施設や公用施設が被災 め

よう事務の執行に努めてください。 連絡・調整して、事務に遺漏のない



聞きましたが、 平成二十四年度に固定資産の評価替えがあると 評価替えとは何ですかっ

見直すことです。 とに固定資産の評価額 価 替えとは、三 年ご

低減を図る必要もあります。 の土地、 見直すことは事実上不可能です とが本来は理想的ですが、膨大な量 価値 そこで、土地と家屋については原 、その結果をもとに課税を行うこ 固定資産税は、固定資産が持つ資 、課税事務の簡素化、徴税コストの したがって、毎年度評価替えを行 、家屋について毎年 に着目して課税するもので -度評価、 っ。ま を

> めているところです となり で 評 直 言 価替えが平成二十一年 す制度がとられています。 次の評価替えは平 換えれば三年毎に 現在、 、各市町 -成二十四 村で作業を進 度でしたの 前 年度 を П

三年 において地価の下落があり、価格を 年 ることになっています。 易な方法により評価を修 度 なお、 え置くことが適当でないときは、 度 (評価替え年度の翌々年度) 土地の価格については、 価 [替え年度の翌年度)、 第 第

評 価 額

正でき

げることによって、 い、課 下げ又は据え置き、負担水準の低 また、平成九年度の評価 土地では緩やかに税負担を引き上 水準が高い土地 税の公平性の観点から、 では税負担を引き 税負担の 替えに伴 り均衡化 負 担

られました。 整措置が講 を図る負担調

き上げ 税標準 で緩や す ても、 落 近 その ベ 傾 0) き 向に 地 、本来負 Ź ·額 か 税 価 に課 13 を 額 あ が る 引

ます。 ケー 上 ること がると ス が が あ 生

則として三年間評価額を据え置く、

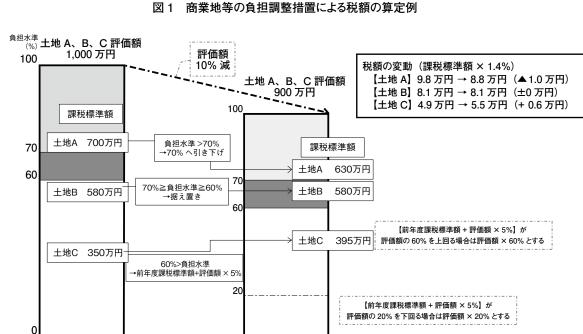
税標準 な の商業地で 000 図 る が С ί, 土 に は 額 ず 地 つ 0) 万 れ 評 Ą ζ, 異 課

が

結果、

過程に 地では、 、税額 あ いう る土 じ

商業地等の負担調整措置による税額の算定例



の算定例です。 となった場合 が 九〇 Ō 万円

調整があるからです。

かつて、宅地の

評価

額に

は

市

町

うこととされました。

地 替 あ 村

価

公示価格等の七割を目途

あり、

その格差を是正するため

対する税負担の

水準に差

ったのですが

、平成六年度の評価 律で宅地の評価を

により

評

価

額

て

地

価の下落

から、

全国

間

や土

地間などで大きな格差が

土地によって評価額

がったのですが、

なぜでしょうか?

地価が下がっているのに固定資産税

0

額

が

しているにもかかわらず、 が低かった土地Cでは、 減少しますが、 土地Aは地価の下落に伴 、もともと負担水準 地価が下落 税額が上 15 、税額

やまなし 自 一治の回 26

E研究 a

市町村の自主研究コーナー

山梨県市町村振興協会の調査研究事業助成金を活用して市町村職員が自主的・主体的に行っ た調査研究を紹介させていただきます。 今回は平成22年度に調査研究を行った団体計10団体のうち、23年9月号で紹介した以外の

5団体を紹介させていただきます。

甲府市

ホームページリニューアル庁内ワーキングについて

「甲府市ホームページリニューアル庁内ワーキンググループ」 総務部 研修厚生課 林 瞇

ーキンググループは、甲府市ホームページの全面リニューア フルに向け、より見やすく、扱いやすいサイトの構築を図るた めの調査・研究を目的とし、平成22年5月に立ち上がりました。

メンバーは、庁内横断的に係長職以下の、若手中心の熱意ある 前向きな職員で構成され、先進事例の調査研究を行うとともに、 ホームページ構築の要素となるコンテンツ構成や機能、システム 構築等について調査・研究を行う中、会議は、5月開催の第1回ワー キングを皮切りに、約8ヶ月間で、計10回のワーキングを開催しま

ワーキンググループでは、まず、メンバーの考える良いホーム ページとは?甲府市が目指すべきホームページとは?などの意見 交換を行い、「理想の甲府市ホームページ|のイメージマップを作 成しました。その後、ホームページリニューアルプラン策定にあた り、今回構築するホームページの基本理念・基本方針について意 見交換、検討を行い、基本理念として、『日本一親切・丁寧で使い やすく、甲府に関心や親しみを持ってもらえるホームページの構 築』としました。これは、本市が市民(住民)サービスの向上を目指 して掲げる「日本一親切・丁寧で明るい市役所」に基づき、市公式 ホームページにおいても「日本一親切・丁寧」を心がけ、ユーザー 及び市職員にとって、わかりやすく使いやすいホームページの実 現を目指し、また、シティーセールスの観点から、甲府市に対して 興味や関心、親しみを持ってもらえるように、市の魅力を発信して いくものであります。



最後には、甲府市の「独自性を演出するアイデア」等についても 協議し、「発注仕様書」へ検討を重ねてきたワーキンググループの 意見、熱い思い等を最大限に取り込んでいただきました。

こうした、ワーキンググループとの協議等を通じて、職員の熱き 思いと一致団結力の必要性を再認識したところです。

笛吹市

地域のお宝再発見による地域おこしの手法構築に関する 調査研究(地域発見プロジェクト)

「笛吹市市民活動支援サークルらふらふ」 福祉総務課

☆☆ 吹市は、合併後7年が経過しましたが、それぞれの歴史や文化 と言っても画一的なマニュアルが通用するわけではなく、住民自 らの自発性を喚起することは生半可なものでは実現できません。

そこで、市民、市職員の双方がパートナーとしての距離感を持 つことで、双方が積極的に行動を引き出すことができると考え、 「職員自身が積極的な行動を行い、パートナーシップに一歩近づ いてみよう」と、地域資源再発見による地域おこしプログラムを 構築する笛吹手法モデルを確立する取り組みに挑戦することとし ました。

1. 内容

- ①一宮町北地区をモデル地域とした「地域歩き」による地域の再発見。
- ●地域を歩き、話を聞き、地域の資源や特徴などの再発見を行い ました。
- ②地域資源を活かした「地域おこしのプログラム」として「地域再 発見ウォーキングマップ」を作成提案。
 - ●マップを作成して地域に提供、地域イベントや地域紹介など に活用されています。
- ③取り組みを市民に公開。
- 「地域発見プログラム | の取組みを3月開催の市民協働フォー ラムで公開展示を行いました。また、プロセスをパワーポイン トで作成し、要請に応じて市民に紹介しました。



2. 成果、課題

- ①マップづくりは、2地区のマップを作成し、さらに次年度も継続 して残る2地区に取り組み、地域との交流を行っています。
- ②笛吹手法モデル確立までには至っていませんが、他地域から自 発的な地域発見の取り組みへの協力依頼がありました。
- ③業務外の取り組みの難しさはありましたが、地域の方々と向き 合えたことは、これからの地域づくりへの関わりに勇気を与え てくれました。

市民と向き合い、職員として何ができるかを考えることはとて も大切なことだと痛感しました。これからも積極的に行動し、市民 との距離を縮めていきたいと思います。

11梨市

山梨市公共サイン整備方針策定事業

「山梨市サイン設置ガイドライン研究会」 政策秘書課 古屋 真里

型型 報市は、平成17年3月に旧山梨市、牧丘町、三富村の3市町村が合併し誕生しました。合併に伴い、名称・市章の変更、施設誘 導サインなどの整備は行ってきましたが、市内全域にわたるサイ ン形態の不統一や老朽化による不具合が見られる状況になってい

また、首都圏から100km圏内という交通の利便性はあるものの、 高速道路のインターチェンジから市内までのアクセスが複雑で分 かりづらく、市内には、大きな目印になる建物が少ないなど、来訪 者にとってスムーズな移動が確保できないという現状もあり、公 共サインの見直しが大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、市内の案内標識の現状と課題を整理・ 分析した上で、道路、河川、公園、交通機関、観光施設などに設置さ れる案内標識の表記方法・デザインに関する基本的な考えをまと めるため、平成22年6月、庁内に「山梨市サイン設置ガイドライン研 究会」を立ち上げました。

研究会では、山梨大学大学院教授北村眞一先生にアドバイザー をお願いし、南アルプス市、富士河口湖町への視察も行い、研究結 果として、平成23年1月に「山梨市公共サイン整備方針」を策定しま した。

方針では、「利用者・市民の視点に立った分かりやすい公共サ インの整備 |、「景観への配慮 |、「ユニバーサルデザインに対応し た公共サインの検討 | を基本理念とし、サイン別の整備に関する基 本的な考え方、景観との調和を図る上での留意点、誰にでも分かり



やすいサイン導入の視点などを示しています。

今後、各関係機関との連携、景観計画や屋外広告物規制との整合 性を図りながら、随時、方針に基づいたサイン整備を進めていきた いと考えています。

甲州市

景観を活かしたまちづくり研究事業

「甲州市景観まちづくり庁内研究会」 政策秘書課 坂本 豊

| 州市は、盆地特有の内陸性気候を利用したブドウ・モモなどの果樹栽培が | 世数な悪いた 基幹産業となっており、市内で生産された果樹を活用したワイン醸造や観光 果樹園などの二次産業、三次産業も盛んに行われています。また武田氏ゆかりの 神社仏閣をはじめとする重要文化財、ワイン醸造発祥にまつわる近代産業遺産群 などもあり、こうした地域資産を「景観」という切り口で活用していく方法を研究する ことを目的として活動を開始しました。

アドバイザーとして、東海大学観光学部の屋代先生をお願いし、景観形成につ いてのレクチャーを受けながら、身近な景観について考えるところからはじめました。

景観という切り口で地域資源を発掘するため、本市で既に取り組みが始まって いる、「フットパス」(森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありの ままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】が出来る小径【Path】のことで、発祥地 とされるイギリスでは、フットパスが国土を網の目のように縫い、歩くことを楽しんでい る。)の手法を取り入れ、歩くスケールで景観を構成している要素を再確認する方 法で行いました。

研究会メンバーの良いと思う景観を数箇所ずつ、「甲州景観カルテ」を作成し て持ち寄り、それをもとに、「良好な景観のマップ」を作成しました。

作成したマップに基づき、実際に現地を歩き、景観形成の要素を活かすような、 ルート設定について検討を行いました。

実際に現地を歩いてみると、目に見えるものばかりでなく、音や香りなども、景観 を構成する重要な要素であり、地域によっても異なり、また、季節・時間によっても 異なることを実感することができました。

また、市内に点在する歴史的建造物や、一面に広がったぶどう棚の風景や、秋 の風物詩のころ柿を干す地域や日本で最初にワイン生産を行ったワイナリーなど、



地域資源が豊富にあることを再認識することができました。

アドバイザーの屋代先生によると、「こういった身近にある日常から生まれる景観 こそが、地域特有のものであり、そういった昔ながらのものが、人々の心に安らぎを 与え、都市部で生活している人が求める傾向にあるが、魅力に地元の人たちが気 づかないことにより、せっかくの魅力が荒廃しつつある。」とのことでした。

景観形成を進める上では、先ず地域住民が身近な景観の魅力を見出し、それ を最大限に発揮するために必要なものを保全し育成していくことが重要です。

今回の研究会による活動の成果は、今年度策定予定の甲州市の景観計画に 広く反映していくこととしています。

また、今後の景観形成の進め方として、歴史的価値の高い建造物や、文化 的価値の高い風景などを保全活用していくための研究活動を今後も続けていき

身延町

中堅職員25名による新たな町づくり施策研究

「職員まちづくり研究グループ」 総務課 佐野 裕美

★後ますます厳しさが増すと予想される地方自治体を取り巻く プ環境の中で、身延町が生き残り、発展していくためには戦略的 志向・経営マインドをもった職員を一人でも多く育成していくこ とが重要であると考えました。過疎化が進行するこの地域で、従来 どおりの施策を継続することだけではなく、全く別の視点から現状 を分析し、斬新な施策にチャレンジしていくことも必要であると考 えた中で、中堅職員の政策立案能力の向上を目的とした「職員まち づくり研究グループ」を立ち上げました。

最初は何をしたらよいのかわからず、ただ参加しているだけの職 員もいたり、なかなか自分の意見を言えない職員もいたりと皆、か なり戸惑いがあったように思います。

回を重ね、4つのグループに分かれて研究に入ると本音で議論し あう中で問題点を探り、大胆な施策を打ち出すグループもあり、積 極的に研究活動を行っていました。

最終日には町長以下管理職の前でそれぞれのグループで研究し た成果を"新たなまちづくり"の施策としてパワーポイントを使っ ての発表を行いました。時間外での研究を何度となく実施していた 姿を間近で見ていたので、自信に満ちた姿での発表にとても胸が熱 くなりました。

提案された施策については評価会議を行い、取り扱い方針を決定 しました。そのうちの1グループが提案した「身延町定住対策"婚活 支援事業" |につきましては、平成23年度にプロジェクト・チームを 発足し、平成24年度実施に向け活動しているところです。



この"新たなまちづくり研究事業"を通し、さらに多くの職員が前 向きに、高いハードルの中で切磋琢磨し合える環境・体制作りの必 要性を改めて感じ、今後につなげていけるよう頑張っていきたいと 思います。



市町村調査研究事業について



市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行っております。

①助成対象

単独または複数市町村職員で構成する調査研究グループ(市町村長等から推薦がある4人以上の 調査研究グループ)

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業(対象事業のテーマは問いません)

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

④助成額

助成対象経費の全額(30万円限度)

⑤助成期間

原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

・ 本制度の活用についてご検討をお願いします (詳細については、4 月に通知します。)。

(財) 山梨県市町村振興協会